

## 余裕期間を設定する建設工事の実施要領

平成28年1月13日  
環境森林部自然環境課  
農政水産部農村計画課  
県土整備部技術企画課

### (趣旨)

第1条 この要領は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図り、発注及び施工時期の平準化に寄与することを目的として、工事開始前に建設資材や技術者及び労働者の確保等の準備を行うための余裕期間を設ける建設工事の実施方法を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間：建設資材の調達や技術者及び労働者の確保等の準備を行うために実工期の前に設定する期間
- (2) 実工期：実際に工事を施工するために必要な期間
- (3) 全体工期：余裕期間と実工期の合計期間
- (4) 発注者指定方式：発注者が工事の始期を指定する方式
- (5) 任意着手方式：発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方式

### (対象工事)

第3条 対象工事は、次に掲げる基準を満たす工事の中から発注機関の長が選定できるものとする。

- (1) 当該年度内（翌債等が設定済みの場合は当該期間内）に全体工期を確保できる工事
- (2) 余裕期間を設定しても、供用予定開始時期や河川工事等における適切な施工開始時期に影響を及ぼさない工事

### (工期の設定)

第4条 発注機関の長は、前条の基準により選定した工事について、4ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定することができる。

### (入札公告又は指名通知書、特記仕様書への記載)

第5条 発注機関の長は、入札公告又は指名通知書において余裕期間を設ける工事であることを明記するものとする。

- 2 発注機関の長は、全体工期及び余裕期間について特記仕様書に記載するものとする。

(配置予定技術者等)

第6条 主任技術者又は監理技術者は、開札日時時点で配置することができる技術者(余裕期間内に手持ち工事が完成する見込みである場合を除く。)を申請するものとするが、余裕期間内の配置は不要とする。また、現場代理人は、余裕期間内の配置は不要とする。

2 条件付一般競争入札実施要領(平成19年4月1日県土整備部管理課定め)第15(1)イ又は建設工事における指名競争入札実施要領(平成25年7月1日県土整備部管理課定め)第15条(2)に規定する入札参加資格等の確認は、別記様式-1により行うものとする。

3 発注機関の長は、前項で確認した配置予定技術者が適正に配置されるか実工期の始期の前日までに再度確認を行うものとする。

4 契約締結後の配置技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めないが、これにより難しい場合(余裕期間中に、手持ち工事に不測の事態が生じた場合等)は、発注者と受注者の間で協議するものとする。

(契約に係る取扱い)

第7条 契約書に記載する工期及び工事实績情報システム(コリンズ)で登録する技術者の従事期間は、実工期とする。

2 宮崎県工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第3条第1項に基づく「工程表」については、余裕期間を記載して提出するものとする。

3 契約約款第4条に規定する契約保証の期間については、全体工期を満たすものとする。

4 契約約款第10条第1項に基づく「現場代理人等選任通知書」については、実工期が決定した後、実工期の始期の前日までに提出するものとする。

5 契約約款第34条第1項に規定する前払金については、実工期の始期以降でなければ請求できない。

(実工期の始期の変更)

第8条 任意着手方式において、落札者は、契約締結前に余裕期間を短縮する場合は、別記様式-2により申し出ることができるものとする。

2 発注者は、前項の規定による申し出を受け、施工体制等(配置予定技術者の配置等)の確保が図られることが認められるときは実工期の始期の変更を承諾し、別記様式-3により落札者に通知するものとする。

3 契約締結後に余裕期間を短縮する場合は、契約約款第23条の規定によるものとする。

4 実工期の始期を変更する場合は、実工期の日数は変更しないものとし、実工期の終期についても、始期を前倒しする日数分を前倒しするものとする。

5 実工期の設定期間が工事の特性上変更できない場合や、前倒ししたことにより関連工事等へと引き継ぐ間に管理の空白期間が発生する場合など、関連工事等との調整において支障が出ることが想定される工事については、発注者指定方式とし、実工期の始期は変更できないものとする。

6 実工期の変更については、原則として前倒しのみを認めるものとし、これにより

難しい場合は発注者と落札者又は受注者の間で協議するものとする。

(その他)

第9条 契約締結の日から実工期の始期の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

2 労務費や材料費等の単価適用年月日は、余裕期間を設定した場合であっても、予算執行同時の月単価を適用するものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。